

「スキー研究」掲載規定

「スキー研究」への掲載に際しては以下の三つの細則の各要件を満たすものとする。

1. 投稿細則
2. 執筆細則
3. 審査細則

1. 投稿細則

1. 1 投稿者の資格

1. 1. 1 投稿は本会に寄与する内容であれば、会員資格に限らず投稿できる。
1. 1. 2 投稿論文は未発表、かつ他誌に投稿中ではない論文に限る。ただし、学会大会、講演会、シンポジウム、国際会議等における研究発表、あるいは各種研究助成の交付を受けた助成団体に提出した報告を基に、内容を充実させた論文は投稿できる。
1. 1. 3 招待による論文等の内容及びその著者の選定は編集委員会が必要に応じて行う。招待による論文等も本規定に従い取り扱われる。

1. 2 掲載内容の区分

1. 2. 1 本誌掲載内容は下記に示すとおり、1) 論文、2) 報告、3) その他特に編集委員会が掲載を認めたものとする。投稿にあたっては投稿者自身が以下の区分を明確にする。
 - 1) 論文には原著論文および総説論文の区分を設ける。なお、原著論文とは独創的な学術研究の成果を理論的にまとめた論文を指し、総説論文とは一定の研究分野について体系的に概観し、課題の整理や評価・展望を伴っている論文を指すものとする。
 - 2) 報告には調査・実践報告、研究資料、翻訳の区分を設ける。なお、調査・実践報告とはスノースポーツに関する深い事象や教育実践についての報告や記録を指し、研究資料とはスノースポーツに関する研究上価値があると判断される資料や情報を指すものとする。また、翻訳とはスノースポーツの実践および研究に資すると判断される海外の論文等の翻訳を指す。
 - 3) 上記1), 2)以外の掲載内容としては、シンポジウムや講演の記事等とする。

1. 3 使用言語

1. 3. 1 原稿に使用する言語は原則的に日本語、独語または英語とする。ただし、編集委員会で特に他の言語の使用の必要性を認めた場合はこの限りではない。

1. 4 著作権および版権

1. 4. 1 採録された原稿の著作権は原則として本会に帰属する。ただし、特別な事情により著者から申し出があった場合には、著作権の取扱いについて、著者と本会との間で協議の上措置する。
1. 4. 2 採録された原稿の版権は本会に帰属する。
1. 4. 3 著者自身による学術教育目的等での利用については、出所を明示することを条件に、本会の許諾を必要としないものとする。
1. 4. 4 著者は、本誌が電子化され採録された原稿がインターネット上で公開されることについて了解しているものとする。
1. 4. 5 採録された原稿の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。

1. 5 掲載料

1. 5. 1 採録された原稿の著者は掲載料を負担するものとする。掲載料は別に定める。掲載料は本誌発行時に請求する。ただし、招待による論文等の著者には掲載料の請求はしない。
1. 5. 2 納入された掲載料については、本会に責任がある場合を除いていかなる場合も返却されない。
1. 5. 3 掲載原稿の別刷を必要とする場合は申し出があればこれに応じるが、その費用については申請者の負担とする。別刷料は別に定める。

1. 6 投稿連絡票

1. 6. 1 投稿にあたっては原稿の種別に依らず所定の投稿連絡票に必要事項を記入し提出するものとする。投稿連絡票は日本スキー学会ホームページよりダウンロードすることができる。
1. 7 投稿先及び投稿方法
 1. 7. 1 原稿の提出先は本会編集委員会とする。
 1. 7. 2 投稿する原稿は、完成した原稿を PDF ファイル形式に変換したもので、その容量は 10Mbytes 以内とする。
ファイル変換の詳細解説記事は、日本スキー学会ホームページよりダウンロードすることができる。
 1. 7. 3 投稿原稿及び投稿連絡票は、原則として電子メールに添付し本会指定のメールアドレスへ送信し提出するものとする。
 1. 7. 4 前項のファイル形式・容量・投稿方法について、投稿者から申し出があり、編集委員会が認めた場合には、この限りではない。
 1. 7. 5 原稿受付日は、投稿原稿が編集委員会に届いた日とする。
 1. 7. 6 著作物のプライオリティの発効日は、原稿受付日とし、これを本誌に明記する。
1. 8 倫理・利益相反
 1. 8. 1 研究対象者や被験動物の倫理的な取り扱いについて十分に配慮する（倫理委員会による確認・承認を得る等）とともに、実際に配慮した点や、その旨を論文中に明記することが望ましい。
 1. 8. 2 利益相反に関する説明を原稿の末尾（謝辞の後および引用文献の前）に記載する。また、開示すべき利益相反状態が無い場合もその旨を記載する。
1. 9 投稿細則の改正
 1. 9. 1 投稿細則の改正は編集委員会がその必要を認めた場合に行い、理事会の承認を得るものとする。

(2003 年 10 月 1 日 制定)

(2004 年 3 月 24 日一部改正)

(2013 年 5 月 26 日一部改正)

(2015 年 1 月 17 日一部改正)

(2024 年 3 月 4 日一部改正)

◆掲載料について（2019 年 4 月 1 日変更）

区分	掲載料
第一著者が会員の場合	2 万 5 千円※1
第一著者が非会員の場合	3 万 5 千円※1
編集委員会が招待した論文・報告・その他記事等の場合	無料※2
規定頁数を超過している場合	8 千円／頁
カラー印刷等特殊な印刷を要した場合	実費

※1 著者が掲載された論文の別刷を必要とする時は、別途別刷料を支払い購入するものとする。

※2 各著者には掲載誌を 1 部進呈する。別刷については上記同様。

◆別刷料（印刷代及び送料）について（2019 年 4 月 1 日変更）

部数	50 部	100 部
別刷料	10,500 円	15,500 円

上表以外の部数を希望される場合は別途編集委員会へお問い合わせください。

◆投稿先メールアドレスについて

journal@js3.jp （日本スキー学会「スキー研究」編集委員会宛）

※なお、投稿後 10 日以上経過しても、編集委員会より受付の連絡がない場合はお問い合わせください。

2. 執筆細則

2. 1 体裁と用紙

2. 1. 1 原稿は指定された電子媒体のテンプレートを基に、ワープロ・ソフトウェア（Microsoft 社 Word 推奨）を用いて作成する。A4 版タテ用紙横書き、24 字×45 行×2 段組とする。テンプレートは日本スキー学会ホームページよりダウンロードできる。

2. 2 文体と文字

2. 2. 1 文体は「である」調とし、全角の読点（、）、句点（。）を用い、それぞれ 1 文字分とする。

2. 2. 2 原稿に使用できる文字は以下のものとする。

- 1) 現代仮名使いを基本とし、外国語の和文表記にはカタカナを用いる。
- 2) 数字は特に必要な場合を除きアラビア数字を用いる。
- 3) 固有名詞等に用いる外国語は原語のまま用いる。ただし、既に慣習化している固有名詞等についてはカタカナ表記とする。
- 4) 数字およびアルファベットは半角英数字で表記する。
- 5) 半角カナ文字及び環境依存文字を使用しない。

2. 3 原稿の長さ

2. 3. 1 原稿 1 編当たりの刷り上がり頁数は、原則として下表のとおりとする。

区分	規定頁数
論文	12 頁以内
報告	6 頁以内

ただし、最大 4 頁までの超過を認める。その他特に編集委員会が掲載を認めたものについてはこの限りではない。

2. 4 表題と副題

2. 4. 1 論文および報告には原稿の内容を端的に示す表題をつける。また、表題を補うための副題をつけることができる。

2. 4. 2 表題・副題ともに和文および英文もしくは独文の双方を必要とする。

2. 5 氏名と所属の表記

2. 5. 1 論文および報告には和文および英文もしくは独文の氏名・所属を明記する。

2. 6 要旨（サマリー）とキーワード

2. 6. 1 和文論文には英文もしくは独文（150 語以上 300 語以内）の要旨と英文もしくは独文のキーワード（5 語以内）をつける。また、英文論文もしくは独文論文には和文（300 字以上 400 字以内）の要旨と英文もしくは独文のキーワード（5 語以内）をつける。報告には、和文もしくは英文あるいは独文のキーワード（5 語以内）をつけ、要旨は必要としない。論文及び報告以外のその他記事等には、要旨及びキーワードは必要としない。

2. 7 章節の表記

2. 7. 1 本文の章、節、項等には見出しを付け、次のポイントシステムに従う。

1. [章], 1. 1 [節], 1. 1. 1 [項], (1) [細項], (a)あるいは(ア) [箇条書き]

2. 8 注および参照文献

2. 8. 1 本文中の注および引用箇所には、その右肩に・・・・1) のように小片括弧を付けた通し番号を上付き文字で記す。また、本文中に直接文献を引用した場合は、「・・・・・」である。(p. 66) 1), のように引用部を「」で示し、文末に引用頁を記す。

2. 8. 2 注及び参照文献は、本文末尾に通し番号順にまとめて記す。注と参照文献は分けない。

2. 8. 3 参照文献の記載要領は、原則として以下のように記す。

<雑誌の場合>

著者名、論文名、誌名、出版年、巻数(号数)、始めの頁—終わりの頁。なお、雑誌名は一般的な略称を用い、類似の誌名のあるときは発行地を併記すること。

<図書の場合>

著[編]者名、書名、版表示、出版者、出版年、始めの頁—終わりの頁。

※例

1) 山田太郎、山田花子。スキーとスノーボードの運動学的考察。スキー研究。2000, 11(1), p.3-19.

2) Yamada, T.; Howard, A. J.; Suzuki, H. A Case Study of XXX. Journal of Ski Science. 2005, 25(11), p.185-192.

3) 山田花子。スキー技術の指導。第3版、スキー技術出版社、2000, p.25-30。

2. 9 図・表および写真

2. 9. 1 図・表は原則として原稿本文内の最初に出現する参照箇所と同一ページ、又はその後のなるべく近い位置に配置する。図は、そのまま写真製版して印刷できるように適切な解像度をもつ白黒の画像データを作成し原稿内に挿入する。ただし、特殊な印刷については（例えばカラー印刷等にしなくては図表の表記の目的を失する場合）、その実費を投稿者が負担する。

2. 9. 2 図・表は、先頭よりそれぞれ通し番号とキャプションを必ずつける。写真等は原則として図に含める。キャプション及び図表中の文字等は原則として英文で記す。なお、学術的理由により編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

※例

Fig. 1 ○○○○ (該当図の下部中央)

Table 1 ○○○○ (該当表の上部中央)

また、本文中で引用する場合は、図1、表1のように記す。

2. 10. 度量衡・化学式・数式等の表記

2. 10. 1 数字は算用数字を用い、度量衡単位はSI単位を用いるものとする。

2. 10. 2 数式には、通し番号を付け、式と同じ行に右寄せして括弧内に書く。

※例

$$y=a+b \quad (1)$$

また、本文中で参照する場合は、「式(1),(2)から式(3)が導かれる」等と表記する。

2. 11 学術用語・学名等の表記

2. 11. 1 用字用語、記号、符号、並びに学術用語及び学術的名称（動植物の学名、病名、化合物名等）の表記は、ISO等の標準化関連国際組織及び国内組織による基準に従う。

2. 12 執筆細則の改正

2. 12. 1 執筆細則の改正は編集委員会が必要と認めた場合に行う。

(2003年7月1日 制定)

(2004年3月24日一部改正)

(2013年3月24日一部改正)

3. 審査細則

3. 1 審査

3. 1. 1 本誌に掲載される記事のうち、論文および報告については、以下の細則に従い審査を受けるものとする。

3. 2 第一次審査

3. 2. 1 論文および報告の内容体裁と必要書類の確認等については、編集委員会で審査を行う。この段階で必要があれば、編集委員会より投稿者に修正を求める。

3. 3 第二次審査

3. 3. 1 編集委員会が本会の内外を問わず原稿の内容により適任者を2名選定し、査読を依頼する。

3. 3. 2 第二次審査の手順

1) 編集委員会より第一次審査を終了した原稿を査読者に送付する。

2) 査読者より査読結果通知を編集委員会が受け取る。なお、査読結果には意見書とともに以下の区分をもって評価が明記される。

A. 掲載可（このままで掲載できる）

B. 掲載可（軽微な修正を条件に掲載できる）

C. 修正再審査（加筆・修正の上、再査読を必要とする）

D. 掲載不可（研究計画段階からの修正が必要である）

3) 編集委員会より投稿者へ査読結果通知を送付する。

4) 査読者の評価が「掲載可」の段階に至るまでやり取りを行う。ただし制限回数を3回までとする。

5) 2名の査読者による最終評価が掲載可（評価AあるいはB）と掲載不可（評価D）に分れた場合、編集委員会は第3の査読者を選定し、必要に応じて第1および第2の査読者の査読結果を添えて、査読を依頼することができる。

3. 4 掲載の可否の決定

3. 4. 1 上記審査に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。なお、受理日は掲載可となった日とする。

3. 5 異議申し立てと再審査

3. 5. 1 「掲載不可」の査読結果に異議がある場合、著者はその反論を附して異議申し立てをすることができる。

3. 5. 2 同一原稿に関する異議申し立ては1回限りとし、その期間は「掲載不可」の通知日より2ヶ月以内とする。

3. 5. 3 異議申し立てがあった場合、編集委員会は合議のもとで、原則1ヶ月以内に次のいずれかを決し、著者に通知する。

A. 異議申し立てを認め、再審査を行う。

B. 異議申し立てを却下する。

3. 5. 4 再審査

1) 再審査を行う場合の審査対象原稿は、「掲載不可」確定時のものとする。この原稿に修正等を加えた場合はこの審査の対象とはならず、再投稿として扱う。

2) 再審査は、新規投稿の二次審査と同様な方法で行う。ただし、この原稿受付日は最初の原稿の原稿受付日とする。また、最初の原稿の担当査読者を除く候補者の中から新たな査読者を選定する。

3. 6 審査細則の改正

3. 6. 1 審査細則の改正は理事会がその必要を認めた場合に行う。

(2003年7月1日 制定)

(2004年3月24日一部改正)

(2013年3月24日一部改正)

(2015年1月17日一部改正)

(2015年3月6日一部改正)